

【本人死亡後の事務】

Q20 本人が亡くなりました。何か手続が必要ですか。

- 1 本人が亡くなった旨を裁判所に電話連絡
- 2 東京法務局に後見終了登記の申請（83頁，書式17）

3 裁判所への報告書等の提出

【全員が提出】

本人が亡くなった後，入院費や施設費などを支払い，本人が亡くなった日から2か月以内に次の書面を提出してください。

- (1) 後見等事務報告書（終了報告）（74頁，書式12）
- (2) 死亡診断書のコピーまたは本人の死亡が記載されている戸籍（除籍）の謄本

【後見人が相続人でない場合に提出】

後見人が相続人でない場合は，上記に加えて，次の書類を提出してください。

なお，財産管理の代理権が付与されていない保佐人・補助人の場合は提出する必要はありません。

- (1) 財産目録（終了報告用）（76頁，書式14）

本人が亡くなった後，入院費や施設費などを支払い，最終的に残った財産の目録を作成してください。

- (2) 本人の預貯金通帳のコピー

すべて記帳した上で，表紙，表紙をめくってすぐの見開きページ及び前回の定期報告以降の取引履歴部分のコピーを提出してください。前回の定期報告以降，変動がなかった場合も提出してください。

- (3) 財産の引継ぎに関する報告書（75頁，書式13）

後見人が保管していた本人の財産及び関連する通帳，証書，資料等を，本人の相続人の一人に引き継ぎ，「財産の引継ぎに関する報告書」を作成し，提出してください。

以下のものは保有している場合のみ提出してください。

- (4) 最新の有価証券取引残高報告書のコピー
- (5) 最新の固定資産評価証明書または納税通知書等のコピー
- (6) 最新の保険証券のコピー
- (7) 最新の債権・負債に関する明細書のコピー

4 報酬を求める場合

報酬付与の申立てをしてください。必要書類は、28頁、Q15記載の(1)から(4)です。

なお、後見人が相続人である場合は、前記【後見人が相続人でない場合に提出】記載の(1), (2), (4)から(7)の書類も必要です。

5 成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可申立て

※成年後見人が本人の相続人として行う場合には、裁判所の許可は不要です。

成年後見人（保佐人，補助人を除く。）は，本人が死亡した場合において，本人の遺体の火葬又は埋葬（土葬）に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為（具体例として以下の(1)～(4)）をするには，裁判所の許可が必要です。

- (1) 本人の遺体の火葬又は埋葬（土葬）に関する契約の締結（葬儀に関する契約は除く。）
- (2) 債務弁済のための本人名義の預貯金の払戻し（振込により払い戻す場合を含む。）
- (3) 本人が入所施設等に残置していた動産等に関する寄託契約の締結
- (4) 電気・ガス・水道の供給契約の解約

申立てを検討している場合には，裁判所に事前にご相談ください。

後見制度支援信託等を利用している場合

後見制度支援信託等を利用している場合は，本人が亡くなった旨を信託銀行等にも連絡してください。